

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例施行規則

平成24年1月31日

規則第5号

改正 平成25年3月29日規則第42号

改正 平成30年3月30日規則第23号

改正 平成31年3月26日規則第15号

(指定の申出)

第1条 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号。以下「条例」という。）第3条第1項の申出書は、指定特定非営利活動法人指定申出書（第1号様式）とする。

2 前項の申出書には、条例第3条第2項に規定する書類のほか、同条第1項第3号及び第4号に掲げる事項の内容を説明する書類を添付しなければならない。

3 条例第3条第2項第2号に規定する書類は、寄附金充当予定事業一覧（第2号様式）とする。

4 第1項の申出書及びその添付書類の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

(縦覧の場所等)

第2条 条例第3条第3項の縦覧は、政策局政策部NPO協働推進課（以下「NPO協働推進課」という。）において、執務時間中にしなければならない。

2 縦覧に供する書類は、縦覧の場所以外に持ち出してはならない。

3 縦覧に供する書類は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 前3項の規定に違反する者に対しては、その縦覧を中止させ、又は縦覧を禁止することができる。

一部改正〔平成25年規則42号・30年23号〕

(特殊の関係)

第3条 条例第4条第1項第3号ア(ア)に規定する規則で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

(1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

(2) 使用人である関係及び使用人以外のもので当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

(3) 前2号に掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(特定の法人との関係)

第4条 条例第4条第1項第3号ア(イ)に規定する規則で定める関係は、一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係（以下この条において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

(役員又は使用人である者との特殊の関係)

第5条 条例第4条第1項第3号ア(イ)に規定する規則で定める特殊の関係は、第3条第2号中「役員」とあるのを「役員又は使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(取引の記録並びに帳簿及び書類の保存)

第6条 条例第4条第1項第3号ウの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第53条から第59条までの規定に準じて行うものとする。

(役員、社員、職員、寄附者等との特殊の関係)

第7条 条例第4条第1項第4号イに規定する規則で定める特殊の関係は、第3条第2号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)

第8条 条例第4条第1項第4号イに規定する規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この条及び第17条第1項第3号イにおいて同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- (2) 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等（資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供をいう。第17条第1項第2号において同じ。）に関して特別の利益を与えないこと。
- (3) 役員等に対し役員を選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- (4) 営利を目的とした事業を行う者、条例第4条第1項第4号ア(ア)、(イ)若しくは(ウ)に掲げる活動を行う者又は同号ア(ウ)に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

(インターネットの利用により公表する書類)

第9条 条例第4条第1項第6号アに規定する規則で定めるものは、条例第12条第2項第1号に掲げる書類及び同項第2号に掲げる書類のうち第17条第1項第2号及び第5号に掲げる事項を記載したものである。

(審査会の結果に係る関係市町村長への通知等)

第10条 知事は、条例第4条第3項の規定により神奈川県指定特定非営利活動法人審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた結果を公表するときは、当該特定非営利活動法人に係る条例第3条第1項第4号に掲げる地域を管轄する市町村の長（以下「関係市町村長」という。）に対し、当該結果を通知するものとする。

2 条例第4条第3項の規定による公表は、審査会の意見を聴いたときから30日以内にするものとする。

(合併特定非営利活動法人に関する条例第3条及び第4条の規定の適用)

第11条 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第3項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で条例第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用については、条例第3条第2項第3号中「前事業年度」とあるのは「当該申出書の提出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の前事業年度」と、条例第4条第1項第9号中「その設立の日」とあるのは「当該申出書の提出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」と、同項第10号中「の末日」とあるのは「の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この号において同じ。）」と、「各事業年度」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」とする。

2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき条例第4条第1項第10号に掲げる基準に適合するかどうかの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条例第4条第1項第10号（同項第1号及び第2号アに掲げる基準に係る部分に限る。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
- (2) 条例第4条第1項第10号（同項第1号、第2号ア及びイ、第5号並びに第6号に掲げる基準

に係る部分を除く。)に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

(3) 条例第4条第1項第10号(同項第5号及び第6号に掲げる基準に係る部分に限る。)に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人(いずれも実績判定期間(同項第10号に規定する実績判定期間をいう。第23条第2項において同じ。)中に指定を受けていた期間が含まれるものに限る。)のそれぞれについて判定すること。

3 前2項の規定は、地方税法第37条の2第3項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で条例第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用について準用する。この場合において、第1項中「当該申出書の提出に係る特定非営利活動法人又は合併」及び「当該特定非営利活動法人又は合併」とあり、並びに前項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、第1項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併」とあるのは「前条第1項の申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、その設立」と、前項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。

(指定に係る関係市町村長への通知等)

第12条 知事は、条例第7条第1項の規定により通知をするときは、関係市町村長に対し、指定の申出の結果を通知するものとする。

2 条例第7条第2項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金が指定により個人県民税の税額控除の対象となる期間

(2) 当該指定特定非営利活動法人に係る条例第7条第2項各号(第7号を除く。)に掲げる事項に関しその他知事が必要とする事項

(指定の更新の申出)

第13条 条例第9条第1項に規定する規則で定める期間は、指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日(同条に規定する申出をし、指定の更新を受けた場合にあつては、当該更新後の指定の効力を生じた日)から起算して5年を経過する日の9月前から5月前までの間で知事が別に定める期間とする。

2 条例第9条第2項において準用する条例第3条第1項の申出書は、指定特定非営利活動法人指定更新申出書(第3号様式)とする。

3 第1条(第1項を除く。)、第3条から前条まで(第11条第2項第2号及び第3号に係る部分を除く。)の規定は、条例第9条第1項の指定の更新の申出について準用する。この場合において、第11条第1項中「条例第4条第1項第9号中「その設立の日」とあるのは「当該申出書の提出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」と、同項第10号中」とあるのは「条例第4条第1項第10号中」と、第11条第2項中「条例第4条第1項第10号に」とあるのは「条例第9条第2項において準用する条例第4条第1項第10号に」と、第11条第3項中「前条第1項の」とあるのは「条例第9条第2項において準用する条例第3条第1項の」と、それぞれ読み替えるものとする。

(役員の変更等の届出等)

第14条 条例第10条第1項の届出は、指定特定非営利活動法人変更届出書(第4号様式)に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して(条例第7条第2項第2号に掲げる事項の変更による場合にあつては、指定特定非営利活動法人変更届出書を提出して)行うものとする。

(1) 役員名簿(条例第3条第2項第4号に規定する役員名簿をいう。以下この号において同じ。)の変更による場合 条例第6条第1号に該当しない旨を説明する書類及び変更後の役員名簿

(2) 定款の変更による場合 変更後の定款及び次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

ア 登記事項に係る変更の場合 登記事項証明書

イ ア以外の場合 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項

に係るものによっては、当該認証を受けたことを証する書類の写し)

- 2 前項の届出書及びその添付書類の提出部数は、正本及び副本各1通とする。
- 3 知事は、条例第10条第1項の届出（同条第2項の規定により同条第1項の届出に代えて行う申請又は届出を含む。）があったときは、関係市町村長に対し、当該届出の内容を通知するものとする。

（事業の内容等に関する変更の届出等）

第15条 条例第11条第1項の届出は、指定特定非営利活動法人変更届出書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行うものとする。

- (1) 条例第3条第1項第3号に掲げる事項の変更による場合 当該事項の内容を説明する書類及び条例第4条第1項第2号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（定款の変更があった場合にあっては、当該事項の内容を説明する書類、同号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類、当該定款の変更の認証を受けたことを証する書類の写し、変更後の定款の写し及び登記事項証明書）
- (2) 条例第3条第1項第4号に掲げる事項の変更による場合 当該事項の内容を説明する書類
- (3) 条例第7条第2項第1号又は第3号に掲げる事項の変更による場合 変更後の定款及び登記事項証明書

- 2 前項の届出書及びその添付書類の提出部数は、正本及び副本各1通とする。
- 3 知事は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める事項を関係市町村長に対し通知するものとする。

- (1) 条例第11条第1項の届出（同条第4項の規定により同条第1項の届出に代えて行う申請又は届出を含む。次項において同じ。）があった場合（次号及び第3号に規定する場合を除く。）
当該届出の内容
 - (2) 条例第11条第3項の指定に係る特定非営利活動法人の名称等の変更のために必要な手続を行った場合 その旨
 - (3) 条例第11条第5項の規定により審査会の意見を聴いた結果を公表する場合 当該結果
- 4 条例第11条第5項の規定による公表は、同条第1項の届出があったとき又は審査会の意見を聴いたときから30日以内にするものとする。

（申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き及び作成）

第16条 条例第12条第1項（条例第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定による条例第3条第2項第1号及び第2号に掲げる書類の備置きは、条例第12条第5項に規定する閲覧を支障なく行わせることができる状態で行うものとする。同条第2項の規定による同項各号に掲げる書類の備置き、同条第3項の規定による同項に規定する書類の備置き及び同条第4項の規定による同項各号に掲げる書類の備置きについても、同様とする。

- 2 条例第12条第2項の規定による同項各号に掲げる書類の作成は、当該書類が同条第5項及び条例第14条の規定により閲覧に供されること並びに条例第12条第6項の規定により公表されることにも配慮し、当該作成に係る指定特定非営利活動法人の事業及び運営の状況を容易に理解することができるような表記により行うものとする。同条第3項の規定による同項に規定する書類の作成及び同条第4項の規定による同項各号に掲げる書類の作成についても、同様とする。

（指定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類）

第17条 条例第12条第2項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - イ 役員等との取引
- (4) 寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係（第3条に規定する特殊の関係をいう。）のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

- (5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 2 条例第12条第2項第3号に規定する規則で定める書類は、条例第4条第1項第3号から第6号まで（第3号イに係る部分を除く。）及び第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。
- 3 条例第12条第4項第3号に規定する規則で定める書類は、条例第4条第1項第5号及び第6号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。
- (指定特定非営利活動法人がインターネットの利用により公表する書類)

第18条 条例第12条第6項に規定する規則で定めるものは、第9条に規定する書類とする。

(役員報酬規程等の提出)

第19条 条例第13条第1項に規定する書類の提出は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、事業報告書等（条例第3条第2項第3号に規定する事業報告書等をいう。）及び条例第12条第2項各号に掲げる書類を添付した指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書（第5号様式の1）を知事に提出してするものとする。

2 指定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた神奈川県認証法人（以下「神奈川県認定法人」という。）であって条例第13条第3項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同行中「条例第12条第2項各号に掲げる」とあるのは「第17条第3項に規定する」と、「指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書（第5号様式の1）」とあるのは「指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書（神奈川県認定法人用）（第5号様式の2）」とする。

3 条例第13条第2項の規定による条例第12条第3項の書類の提出は、助成金の支給後、遅滞なく、当該書類を添付した指定特定非営利活動法人助成金支給実績報告書（第6号様式）を知事に提出してするものとする。

4 第1項（第2項において読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の報告書及びその添付書類の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

(役員報酬規程等の公開)

第20条 条例第14条の規定による閲覧又は謄写は、NPO協働推進課において、執務時間中に行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、NPO協働推進課以外の場所において条例第14条の規定による謄写をさせることができる。

3 条例第14条の規定による閲覧又は謄写に供する書類は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧若しくは謄写を中止させ、又は閲覧若しくは謄写を禁止することができる。

(法人及び事業の概要報告書の提出)

第21条 条例第15条第1項に規定する概要報告書の提出は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、法人及び事業の概要報告書（第7号様式）を知事に提出してするものとする。

2 前項の報告書の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

(合併申請届出書)

第22条 条例第16条第1項の届出は、特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請をしたことを証する書類を添付した指定特定非営利活動法人合併申請届出書（第8号様式）を知事に提出してするものとする。

(指定特定非営利活動法人の合併についての指定に関する技術的読替え等)

第23条 条例第16条第4項の規定により条例第3条第2項及び第4項、第4条（第1項第9号に係る部分を除く。）、第6条並びに第12条第1項の規定を準用する場合においては、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第2項	前項の申出書	第16条第1項の届出
	当該特定非営利活動法人	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）
	第1号及び第2号に掲げる書類	次に掲げる書類のうちから当該神奈川県認証法人に係る第3号から第5号までに掲げる書類を除いたもの
第3条第2項第3号	前事業年度	合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の前事業年度
第3条第4項	第1項の申出書の提出	第16条第1項の届出
	同項第4号	第1項第4号
	当該申出書	当該届出
	指定のために必要な手続を行う	同条第2項の規定により次条第1項各号（第9号に係る部分を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかを確認する
第4条第1項	前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人	条例第16条第1項の届出に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人
	と認める	と認める場合で、第2条に規定する条例に定める事項を変更する必要がある
	特定非営利活動法人について、指定	変更
第4条第1項第10号	指定を受けようとする特定非営利活動法人の	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この号において同じ。）の各事業年度のうち
	5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては2年、知事が特に認める場合にあっては	2年（知事が特に認める場合にあっては、
	各事業年度	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度
第4条第2項	前項の規定により指定のために必要な手続を行おう	第16条第2項の規定により前項各号（第9号に係る部分を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかを確認しよう
	当該手続を行うこと	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人が当該基準に適合するかどうか
第6条	該当する特定非営利活動法人	該当する合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法

		人
	指定のために	第2条に規定する条例に定める事項の変更のために
第12条第1項	指定特定非営利活動法人	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人
	指定を受けた	特定非営利活動促進法第34条第3項の認証があった

2 条例第16条第4項において準用する条例第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準並びに条例第16条第4項の規定により条例第4条第1項第10号の規定を準用する場合において合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき条例第16条第4項において準用する条例第4条第1項第10号に掲げる基準に適合するかどうかの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条例第16条第4項において準用する条例第4条第1項第1号及び第2号並びに第10号（同項第1号及び第2号アに掲げる基準に係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
- (2) 条例第16条第4項において準用する条例第4条第1項第10号（同項第1号、第2号ア及びイ、第5号並びに第6号に掲げる基準に係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。
- (3) 条例第16条第4項において準用する条例第4条第1項第10号（同項第5号及び第6号に掲げる基準に係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

（指定特定非営利活動法人の合併に係る通知等）

第24条 知事は、条例第16条第2項の規定により条例第4条第1項各号（第9号に係る部分を除く。次項において同じ。）に掲げる基準に適合すると認めるときはその旨を、認めなかったときはその旨及びその理由を、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定により通知をするときは、関係市町村長に対し、特定非営利活動法人が条例第16条第2項の規定により条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるときはその旨を、認めなかったときはその旨及びその理由を通知するものとする。

（合併の届出に関する規定の準用）

第25条 第1条（第1項を除く。）、第3条から第10条まで及び第16条の規定は、条例第16条第1項の合併の届出について準用する。

（身分証明書）

第26条 条例第17条第6項に規定する証明書は、身分証明証（第9号様式）とする。

（指定の取消しに係る関係市町村長への通知）

第27条 知事は、条例第20条第3項の規定により通知をするときは、関係市町村長に対し、特定非営利活動法人の指定が取り消された旨及びその理由を通知するものとする。

（小規模な特定非営利活動法人）

第28条 条例第23条第1項に規定する規則で定める小規模な特定非営利活動法人は、実績判定期間（指定又は指定の更新を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては2年、知事が特に認める場合にあっては2年を超えない期間で知事が定める期間）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。）における総収入金額に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が300万円未満である特定非営利活動法人と

する。

- 2 条例第23条第3項の規定により同条第1項及び第2項の規定を準用する場合には、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第23条第1項	第4条第1項第6号（第9条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）	第16条第4項において準用する第4条第1項第6号
	規則で定める小規模な	実績判定期間（合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。）における総収入金額に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が300万円未満である
	適用しない	適用しない。この場合において、当該金額が300万円未満であるかどうかの判定は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定するものとする
第23条第2項	第4条第1項第6号	第16条第4項において準用する第4条第1項第6号
	指定又は指定の更新を受けたとき	第16条第4項において準用する第4条第1項各号（第9号に係る部分を除く。）に掲げる基準に適合すると知事が認めたとき

（実績判定期間の月数の計算方法）

第29条 前条の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第42号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第23号抄）

（施行期日）

- 1 この規則中第1条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日規則第15号抄）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式

- (第1条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)
第2号様式
(第1条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)
第3号様式
(第13条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)
第4号様式
(第14条、第15条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)
第5号様式の1
(第19条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)
第5号様式の2
(第19条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)
第6号様式
(第19条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)
第7号様式
(第21条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)
第8号様式
(第22条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)
第9号様式
(第26条関係) (用紙 日本工業規格B8横長型)
(表)
(裏)